

## 7. UPZ内の離島における対応

### <対応のポイント>

1. 原子力災害時の防護措置として、島内における屋内退避の実施のほか、一時移転等の実施が必要となった場合は海路(架橋された離島や島内への一時移転等が可能な場合は陸路)により島外へ一時移転等を実施。
2. 自然災害との複合災害等に備え、放射線防護対策施設等を整備するとともに、食料や飲料水等の備蓄や防災行政無線などの情報受伝達手段を確保。

# UPZ内における離島の概要

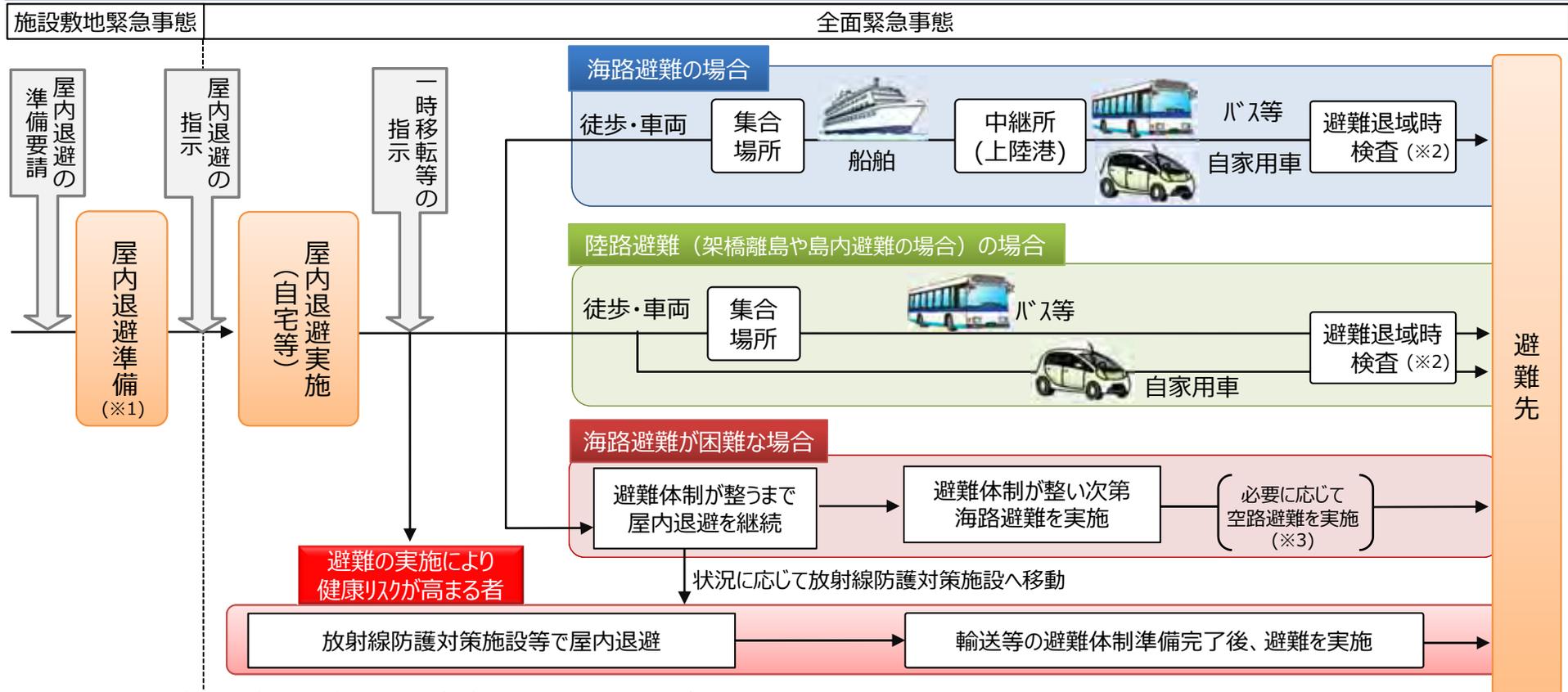
- 玄海地域では、UPZ内に20の離島(架橋された離島を含む)が存在。
- 原子力災害時の防護措置として、島内における屋内退避の実施のほか、一時移転等の実施が必要となった場合は海路(架橋された離島や島内への一時移転等が可能な場合は陸路)により島外へ一時移転等を実施。また悪天候等により島外避難が出来ない場合は、避難の準備が整うまでの間、島内の放射線防護対策施設等において屋内退避を継続。
- 自然災害との複合災害等に備え、放射線防護施設等を整備するとともに、食料や飲料水等の備蓄や防災行政無線などの情報受伝達手段を確保。



※1 人口は「原子力災害対策重点区域内の人口」を指す。84

# UPZ内の離島における一時移転等の基本フロー

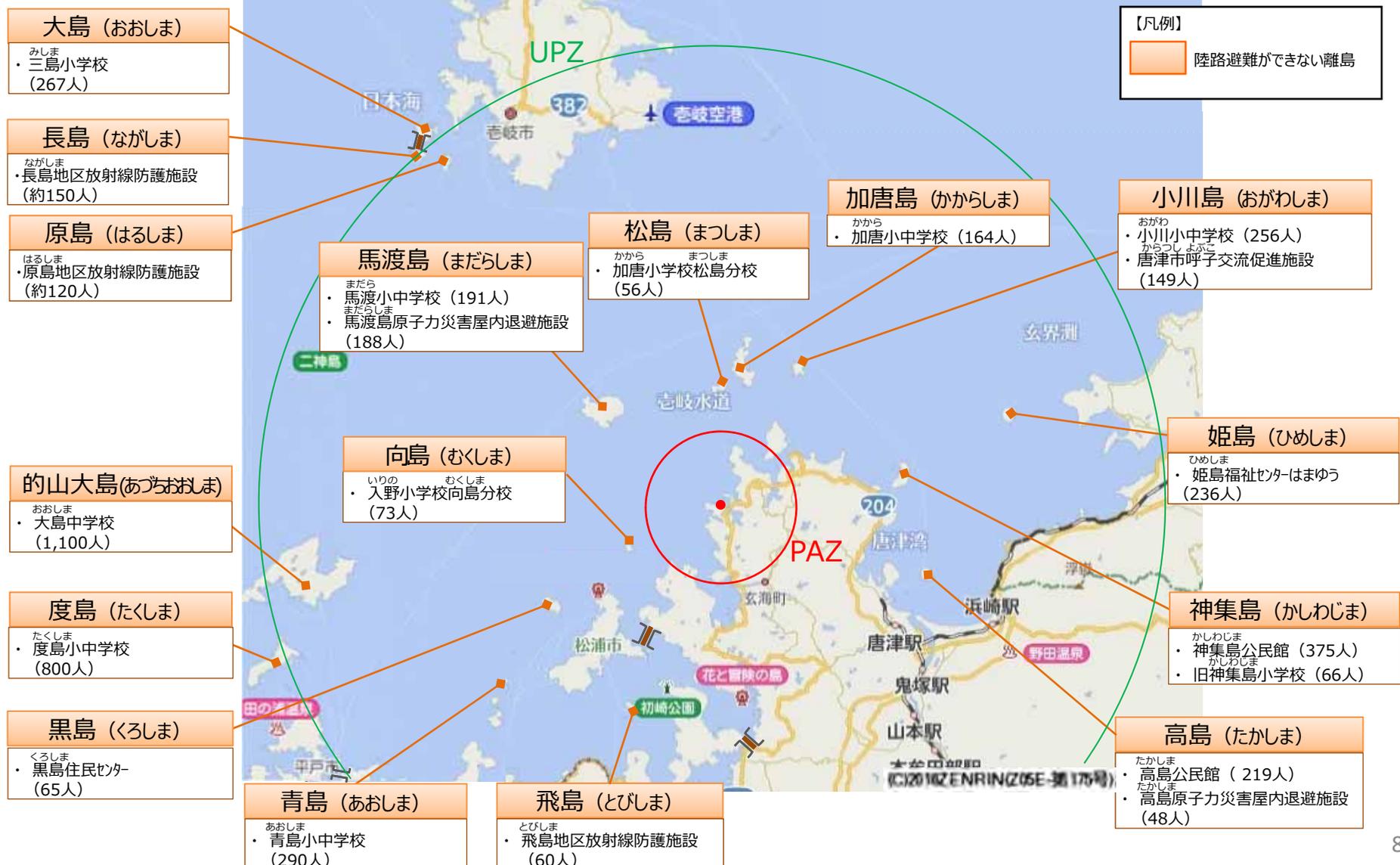
- 施設敷地緊急事態となった場合は、UPZ内の離島では放射線防護対策施設の立ち上げ等の屋内退避の準備を行うとともに、一時移転等に備えて集合場所の開設準備を行う。
- 全面緊急事態となった場合は、UPZ内の離島の住民は屋内退避を行う。その後、一時移転等を実施することとなった場合は、海路や陸路(架橋された離島や島内避難が可能な場合)により避難を実施。
- 悪天候等により船舶による避難が困難な場合や、避難の実施により健康リスクが高まる住民は、近隣の放射線防護対策施設を含む屋内退避施設で屋内退避を継続。避難体制が十分に整った段階で、一時移転等を実施。



※1 屋内退避の準備は、集合場所の開設、放射線防護対策施設の立ち上げ等を実施  
 ※2 避難退域時検査場所は、原子力災害対策重点区域の境界周辺から避難所までの避難経路上に設置  
 ※3 空路避難は、各離島における「ハブポート」(ハブ離着陸場として指定されているハブポートや空港等)、「臨時ハブポート」(各県地域防災計画等で「離着陸適地」などとして記載されているグラウンド等)、「防災離着陸候補地」(過去に訓練や救急活動で使用実績がある場所、また現地調査により条件付きも含めハブの離着陸が可能とされた場所等)を活用  
 ※4 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体からの要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

# UPZ内における離島の放射線防護対策施設の設置状況

➤ UPZ内における離島のうち、陸路で避難できない離島については、対象となる住民を収容するための屋内退避施設として、放射線防護対策施設を整備。



# UPZ内の離島における初動対応

- 施設敷地緊急事態が発生した段階で、佐賀県、長崎県、福岡県からの指示により、唐津市、松浦市、平戸市、壱岐市及び糸島市は、市域の離島の自主防災組織及び消防団等に屋内退避の準備指示及び集合場所等の開設を指示。
- 指示を受けた各離島の自主防災組織及び消防団は、離島内の住民に対して屋内退避準備の情報を伝達するとともに、集合場所や放射線防護対策施設等の開設準備等を含めた、屋内退避準備を実施。

長崎県壱岐市	自主防・消防団 (組織数)	佐賀県唐津市	自主防・消防団 (組織数)
壱岐島 (いしま) ※1	103	向島 (むくしま)	1
大島 (おおしま)	2	馬渡島 (まだらしま)	1
長島 (ながしま)	2	松島 (まつしま)	1
原島 (はるしま)	2	加唐島 (かからしま)	1
		小川島 (おがわしま)	1
		神集島 (かしかじま)	2
		高島 (たかしま)	2
長崎県松浦市	自主防・消防団 (組織数)	福岡県糸島市	自主防・消防団 (組織数)
鷹島 (たかしま) ※1	4	姫島 (ひめしま)	3
黒島 (くろしま)	2		
福島 (ふくしま) ※1	14		
飛島 (とびしま)	2		
青島 (あおしま)	2		
長崎県平戸市	自主防・消防団 (組織数)		
的山大島(あづちおおしま) ※1	11		
度島 (たくしま)	4		
平戸島 (ひらどしま)	10		

※1 松浦市鷹島、福島、平戸市の的山大島、壱岐市壱岐島は、市災害警戒本部又は現地本部（支部）があることから、これらの本部・現地本部（支部）職員が自主防災組織・消防団と連携して初動対応を実施。

# UPZ内の離島における住民との情報伝達

- 唐津市、松浦市、平戸市、壱岐市及び糸島市は、市域の各離島に情報伝達が可能な防災行政無線等のほか、自主防災組織連絡網、消防団による広報巡回、ホームページ等を活用し情報を伝達。
- 離島における自主防災組織や消防団は、住民への情報伝達や避難者の状況や避難誘導體制等に関する情報共有を行うため、各離島に配備している携帯端末、衛星電話、各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機を活用。
- 離島における医療機関、社会福祉施設、学校・保育所等への情報伝達は、関係県及び関係市が連携して実施。
- 離島周辺の船舶には、関係市における漁業無線等の業務用移動通信等を活用し情報を伝達。

**長崎県壱岐市**

- 壱岐島の対象区域に防災行政無線屋外拡声子局を設置（計103か所）するとともに、全戸に告知放送受信機を配布。
- 大島、長島、原島の対象区域（全域）に防災行政無線屋外拡声子局を設置（計3か所）



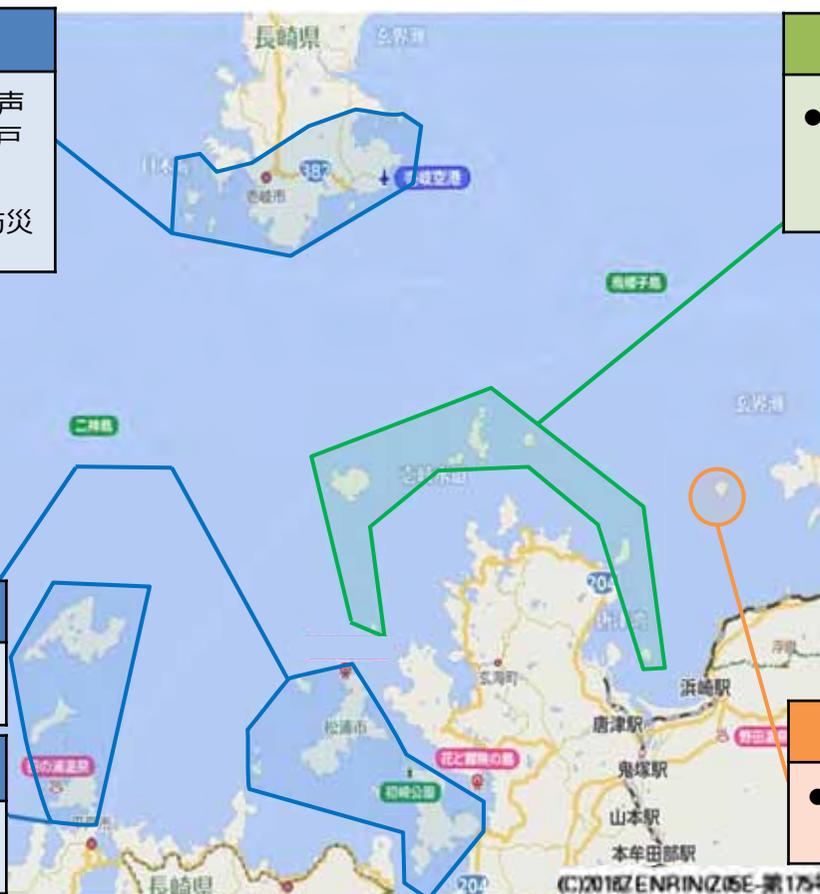
(告知放送受信機)

**長崎県松浦市**

- 鷹島、黒島、福島、飛島、青島に防災行政無線屋外拡声子局を設置（計29か所）

**長崎県平戸市**

- 平戸島、的山大島、度島に防災行政無線屋外拡声子局を設置（計31か所）



**佐賀県唐津市**

- 高島、神集島、小川島、加唐島、松島、馬渡島、向島に防災行政無線屋外拡声子局を設置（計10か所）



(屋外拡声子局)

**福岡県糸島市**

- 姫島に防災行政無線屋外拡声子局を設置(1か所)